

令和 8 年度下期ファンサービス及び熊本競輪場 PR 業務委託 公募型企画コンペ方式の実施要領

標記の業務委託について公募型企画コンペ方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度下期ファンサービス及び熊本競輪場 PR 業務委託

(2) 業務目的及び内容

来場客の満足度向上を目的として、熊本競輪場にちなんだファンサービスグッズの制作及び熊本市営競輪（F I）開催時等におけるファンサービスイベントの実施。

また、熊本競輪場の知名度向上・イメージアップを目的とした、熊本競輪場の PR 広報・PR イベントの実施。

(3) 履行場所

熊本競輪場（熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号）

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(5) 提案金額の上限額

8,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 担当部局

〒862-0950 熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号

熊本市経済観光局スポーツ・イベント部競輪事務所

電話 096-383-5215

F A X 096-381-0430

電子メールアドレス keirin@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

公告実施	9 月 18 日（金）
参加表明書等交付期間	9 月 18 日（金）～10 月 6 日（火）午後 5 時
参加表明書の提出期限	10 月 6 日（火）午後 5 時
質問書の提出期限	10 月 19 日（月）午後 5 時
質問書への回答	10 月 23 日（金）まで（予定）
企画提案書の提出期限	10 月 23 日（金）正午
審査会（対面式ヒアリング）	10 月 28 日（水）※時間については後日連絡
選定結果	10 月 29 日（木）発送予定
契約締結	10 月末～11 月初旬頃（予定）

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業種として、第 1 分類「(12) 催事関係業務」・第 2 分類「①企画・運營業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件コンペに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件コンペ方式に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。
- (10) 熊本市公契約条例（令和 7 年条例第 54 号）第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

5 関係書類の配布

(1) 配布期間

令和 8 年（2026 年）9 月 18 日（金）から令和 8 年（2026 年）10 月 6 日（火）午後 5 時まで

(2) 配布方法

熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は「2 担当部局」で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和 8 年（2026 年）10 月 28 日（水）までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

6 申請手続等

本件コンペの参加希望者は、以下に記載する必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式第 1 号） | 1 部 |
| イ 参加資格審査調書（様式第 2 号） | 1 部 |

(2) 提出期限

令和 8 年（2026 年）10 月 6 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出先

2 の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで。（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

(5) 参加資格審査の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求

めることが出来る。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して4日以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

- (7) 参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第7号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 提出期間

令和8年（2026年）9月18日（金）から令和8年（2026年）10月19日（月）（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部局

(4) 回答方法

参加資格を有する全ての者に令和8年（2026年）10月23日（金）までに電子メール（ない場合はFAX）にて行う。

9 本件コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 企画提案書等の提出

6(5)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

なお、提案書等を提出した後に、辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

(1) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類

(ア) 企画提案届（様式第3号）

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の作成にあたっては、基本仕様書「6. 業務内容」の各項目について提案を行うこと。

提出書類の企画はA 4 版左とじ・横書き・片面とする。A 4 サイズより大きな書類がある場合はA 4 サイズに折り込むこと。

- (ウ) 業務の実施体制（様式第 4 号）
- (エ) 同種業務の実績（様式第 5 号）
- (オ) 概算見積書（様式自由）
- (カ) 企画提案書のポイント（様式第 6 号）

イ 提出期限

令和 8 年（2026 年）10 月 23 日（金）正午まで

郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）10 月 23 日（金）までに必着のこと。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部とする。

正本 1 部は、添付書類を含め社名が分かるようにし、副本は、添付書類を含め、社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等は外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。（例えば社名を A 社とするなど）。

エ 提出先

2 の担当部局

1 1 企画提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 8 年（2026 年）10 月 28 日（水）

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号

競輪事務所内

時間・会場は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

(4) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このコンペへの参加は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指

示した日時にヒアリングを行うものとし、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このコンペ参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「令和8年度下期ファンサービス及び熊本競輪場PR業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「令和8年度下期ファンサービス及び熊本競輪場PR業務委託候補審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「令和8年度下期ファンサービス及び熊本競輪場PR業務委託（公募型企画コンペ方式）選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、その中から審査会の議決により選定する。

(4) 審査結果については、企画提案参加全員に対して郵送にて通知する。

1 3 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、コンペ参加者の商号又は名称、コンペ参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の企画提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、企画提案書に記載した提案内容について、契約候補者から

の変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、コンペ方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

16 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

17 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
 - 熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。
- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。
- (3) 契約書（案）
 - 熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。
- (4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。
- (8) 提案時に提出された参考見積額は、本業務の提案上限額以内で業務実施可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。